

## 議 事 録

会議の名称	令和7年度 第3回 地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和8年3月30日(月)午後2時00分～午後2時30分
開催場所	伊丹市役所1階 101A・B 会議室
司 会	介護保険課職員
出席委員	明石委員、中村委員、千葉委員、豊島委員、 奥山委員、久安委員、穂積委員、藤田委員、榮田委員
欠席委員	吉村委員
事務局	<健康福祉部> 松尾健康福祉部長、濱田健康福祉部参事、井上介護保険課長、山根法人監査課長、深川介護保険課主査、河村介護保険課主査、森泉介護保険課主任
会議の成立	委員総数10名のうち9名出席 <過半数出席のため成立する>
署名委員	豊島委員、奥山委員
傍聴者	0名
会議次第	1 開会 2 議題 伊丹市地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)における従前相当通所型サービス費の単位改定について 3 閉会
備 考	

## 要 旨

### 1 開会

### 2 議題

## 伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）における従前相当通所型サービス費の単位改定について

### （事務局より資料についての説明）

#### 【会長】

事務局から資料について説明がございましたけれども、これについてご質問、ご意見ございましたらどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

A 委員。

#### 【A 委員】

従前型 3 時間未満を変更しようというふうにご考慮されると思ひますけれども、このそもそもの従前型の 3 時間未満というのを認めないという方向はないのでしょうか。

#### 【会長】

事務局お願ひいたします。

#### 【事務局】

ご意見ありがとうございます。もともと尼崎さんの想定ですけれども、今の市民さんたちのサービスの求められる多様性を考えると、おそらく 3 時間以上を利用するっていうようなのが、少ししんどいっていうような声も一部我々の方の耳に入っておりますので、3 時間未満を認めないというふうにごひとくくりにしてしまうのは、今後の多様性に向けて、少しごひ引きすぎかなというごひような想定をいたしまして、サービス事業、ごひのようなサービス事業を開設したいというごひようなごひ声も入ってきたというごひところで、今後の多様性を鑑みまして、1 時間ないしは 2 時間程度のサービスを認めるごひ方向で、伊丹市としてごひ考えていこうではないかというごひことで、ごひこのようなごひ考えになりました。

#### 【A 委員】

ありがとうございます。伊丹市は従前と基準緩和というごひふうにごひ分かれておりますが、神戸市も、尼崎市もごひそういうごひくくりはなかったごひふうにごひ思ひますね。伊丹市では基準緩和のデイサービスが、3 時間未満ごひ運営しているごひところですね。複数、私がごひ把握しているごひだけで 3 業所以上あるごひとは思ひますけれどもごひですので、私がごひちょっとごひ疑問にごひ思ひのが、この別添③のごひですごひねこのごひ時間短縮によるごひ根拠になった、ごひそのごひ時間にごひ応じてのごひ単位数の増減ごひというごひところ、これが基準緩和にごひ当てはめられるごひ今後のごひ可能性というごひところに、ごひ多分基準緩和の事業所さん、従前が 3 時間未満減算というごひか、100 分の 70 の報酬になると、ごひ多分ごひ積極的に基準緩和で 3 時間未満でごひ運営しようごひいうごひところが、ごひなくなるごひではないかな。ごひなくなるごひというごひのもごひ変ですごひけど、ごひ新たにしようごひいうごひ事業所がごひ少なくごひともごひ出てごひこないごひ可能性というごひのはあるかな。ごひ当然ごひじゃあ従前はごひごひいうごひふうにごひ分けられてごひいるごひのに、ごひじゃあ基準緩和ではごひなぜごひ分けられないごひのかごひいうごひ疑問もごひ出てくるごひというごひところごひです。

ごひですので、ごひこのごひ総合事業がごひ始まって 9 年ごひ経ごひつごひんごひですごひけれども。

いまだに従前型の通所介護で3時間未満というところが現れないというのは基本的に需要がないんじゃないかと。だから利用者さんもそれを求めてないというふうには私は思っております。そういう3時間未満の枠で利用したいという方は、おそらく基準緩和型の事業所のほうに流れると。

やはり私も何人か基準緩和2時間のサービスを利用されている方を担当はしているんですけどもやはりそれなりに能力の高い方ですね。じゃあこの方は従前のほう行くかって言われると多分行かないかなと。従前の3時間未満額の需要というところがまずないっていうところと。

基準緩和と従前の違いです。そこに関しては整合性である基準緩和の3時間未満の今の現在の事業所、これから行くところが減っていく。この辺がちょっと私のほうでは今回の内容では気になるところです。

**【会長】**

今のご意見に対してコメントございますでしょうか。

**【事務局】**

ありがとうございます。3時間未満、1時間ないしは2時間の従前相当ですけれども、阪神間の他市においては実際にサービスが始まっているというような市もあるというふうにお伺いしておりますし、今回のきっかけでもございます通り、実際にそのような事業を開設したいというような声が上がってきて、その事業所さんもいて、おそらくある程度の集客というんですかね、そういった利用があるってというような想定のもとで、サービス事業を開始したいのかなっていう考えを我々も感じていたところでございますので、3時間未満を一意に切るってというような方向性ではなかったというところでございます。

**【会長】**

よろしいでしょうかね。どうもありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。Bさんお願いいたします。

**【B委員】**

本改定を考慮するに至った経緯等のところで、最後の方に公平性に欠けると判断したためというふうに書いてあるんですけども、この公平性に欠けるということをもう少し分かりやすく教えていただきたいんですが。

**【会長】**

事務局お願いします。

**【事務局】**

ご意見ありがとうございます。

公平性の部分ですけれども、改定の前を考えてみますと、3時間以上のサービスを利用を受けたとしても、1回あたり430単位負担、概ねこれにだいたい10掛けをして、その1割から3割が利用者の負担という形になるんですけれども、3時間以上のサービスを利用しても、1時間のサービスを利用しても、いわゆるこの436単位に乗じた負担をしなければならないというのが、改定前の状況になります。

一方で、改定を加えることによって、3時間以上のサービスを受けた利用者に関しては、436単位の×10の1割から3割の負担。

一方で、3時間未満、一時間とか2時間のサービスを受けた方々に関しては、1回あたり306単位の約10をかけて、1割から3割の負担という形になりますので、3時間を超えたサービスを利用するか、3時間未満のサービスを利用するかによって、直接的に利用者の負担が変わるという形になります。

改定前の状況ですと、一意に負担が一緒ということで、1時間のサービスを受けた人も、3時間のサービスを受けた人も、同じ金額を払うままで良いのかな、と考えたときに、少し公平性に欠けるのではないかと考えまして、今回のような経緯に言及させていただいたところでございます。

**【B委員】**

ありがとうございます。1時間でも3時間でも同じである方が普通ではないかなと思んですけど、それが公平性に欠けるのがちょっとわからない。なぜ3時間以上だったら安くしないといけないのですか。

**【事務局】**

3時間未満の方が負担が少なくなるというような改定を今回加えることになります。

3時間以上の方が負担が低いというのは、我々が想定している方向性ではございません。

**【B委員】**

負担が低くなるんですよね。3時間以上の場合。

**【事務局】**

3時間以上の方が負担が多い。負担が多いです。

3時間以上の方が単位が大きい。というような改定になっておりますので。

**【事務局】**

もう少し補足で、3時間以上使った方々の市民の方々に関しては、概ね1割負担の方を考えると、436円程度で1回あたり負担をしていただくことになります。3時間以上だと436円。3時間未満のサービスを使っただけの方に関しては、今回の改定を加えることで約306円程度、1回あたり負担が少なくなるという形になります。なので、3時間以上使った人の方が市民さんのサービスが負担、お金が多くかかるとして、3時間未満のサービスを使っただけの方が市民さんの負担が少なくなるというような改定になっております。なので、3時間以上の方が負担が大きくて、3時間未満のサービスを使っただけの方々の利用者の費用の方が負担が少ないというような改定になっております。

**【会長】**

よろしいでしょうか。はい。C委員さん、お願いいたします。

**【C委員】**

今の感じだと、要は3時間を境にサービスの質が低くなるのか、サービスの質が高くなるのかってところで料金が多分変わるんじゃないかなと思うんですけど、そこってどうなんですか。

**【会長】**

事務局お願いいたします。

**【事務局】**

おそらく今、引き合いというか、お声がかかっている1時間想定した事業者さんに関しては、リハビリに特化してサービスを行うという想定をしてお伺いしていますので、やはり3時間のサービスを受けられる方々の方が、より多様なサービスを受けられる方向であると考えております。そのため、1時間という時間を削減した中のサービスにおいては、3時間の方々が受けるサービスより、サービス内容というのは少し限定されたものになるのではと想定しております。

**【会長】**

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。  
ないようでしたら、一応皆さん方にご理解をいただいたということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうかね。ありがとうございます。

今日の議題は、これで以上、1案件でございますので、本日予定しておりました伊丹市地域包括支援センター運営協議会の議題は全て終了いたしました。

ありがとうございました。続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

**【事務局】**

(松尾健康福祉部長より挨拶)

**【会長】**

どうもありがとうございました。お疲れ様でございました。それでは委員の皆様、お疲れ様でございました。これをもちまして、令和7年度第3回地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

**3 閉会**